

令和4年（ワ）第70号 妨害予防請求事件

原告 中国電力株式会社

被告 上関原発を建てさせない祝島島民の会

準備書面4

令和6年1月22日

山口地方裁判所岩国支部 御中

原告訴訟代理人弁護士 末国陽夫



同 松村和明



同 河本豊彦



同 川本賢一



同 新名内沙織



本準備書面において、原告は、令和5年9月7日付け被告準備書面(2)（以下「被告準備書面(2)」という。）の第3及び第4、同年11月13日付け被告準備書面(3)（以下「被告準備書面(3)」という。）並びに同日付け被告準備書面(4)（以下「被告準備書面(4)」という。）に対して反論するとともに、被告準備書面(3)の第1の1に対して回答する。

第1 被告の主張に対する反論

1 公有水面埋立権と漁業権の関係に関する主張について

(1) 被告は、「自由漁業権は慣習法上の物権である」旨主張するが（被告準備書面(2)第3の1）、失当である。そもそも都道府県知事による免許、許可、承認及び届出が不要な自由漁業は、排他性を有する漁業権とは本質的な性質を異にするものであり、物権とみなされるものではない（同旨広島高判令和2年1月15日・LEX/DBインターネット文献番号25565325（甲第28-1号証）及び最一小決令和3年1月21日・LEX/DBインターネット文献番号25590043（甲第28-2号証）並びに広島高判令和2年4月17日・LEX/DBインターネット文献番号25565672（甲第29号証）。甲第28-1号証及び甲第28-2号証は、祝島漁業者らが、山口県に対し原告に交付された公有水面埋立免許の取消し等を求めた訴訟であり、甲第29号証は、祝島漁業者らが、同免許が効力を失ったことの確認等を求めた訴訟である。）。なお、自由漁業自体当然に権利性を有するものではないにもかかわらず、被告がそれを「自由漁業権」と称しているとすれば、その主張には根拠がない。

(2) 被告は、原告が埋立てに関する工事の施行区域（以下「埋立工

事施行区域」という。)内の水面権者(被告によると、自由漁業を営む者も含まれるという。)に対して埋立により生ずる損害の補償等をしたことが、公有水面埋立権に基づく妨害予防請求権の請求原因事実(要件事実)の一つであるとし、漁業者に対して正当な補償がなされていないと主張する。被告は、この主張を前提に、祝島漁業者は埋立工事施工区域において自由漁業を営んでおり、原告から個々の漁業者に対して補償はされていないから、原告は公有水面埋立権を行使できない(公有水面埋立法8条1項)とか、原告の公有水面埋立権に基づく妨害予防請求権は発生しないなどと主張する(被告準備書面(2)第3の2、被告準備書面(3)第2)。

しかしながら、原告は、正当に公有水面埋立免許を得て公有水面埋立権を有しており(甲第10号証、甲第11号証)、そもそも公有水面埋立権は都道府県知事による埋立免許により発生するものであるから、それ以外の事実を請求原因事実に含める被告の法律的主張は誤りである。また、被告は、上記のとおり補償を要する水面権者に自由漁業を営む者も含まれる旨主張するが、許可漁業・自由漁業を営む者は、公有水面埋立法5条2号の「漁業権者又は入漁権者」には当たらないし、その他同法4条3項の「公有水面に関し権利を有する者」のいずれにも当たらない(甲第28-1号証及び甲第28-2号証並びに甲第29号証)。

(3) 被告は、祝島漁業者には「自由漁業権」なる権利があるとした上で、平成12年4月に共同漁業権管理委員会、四代漁業協同組合及び上関漁業協同組合(いずれも当時)と原告との間で締結した漁業補償契約によって共同漁業権行使ができなくなったとしても、許可漁業・自由漁業のありかたについてもこれに連動すると解する余地はなく、祝島漁業者は埋立工事施工区域において自由漁業を営む

ことができると縷々主張する（被告準備書面（2）第3の1（1）～（4））。

しかしながら、そもそも埋立工事施行区域内の公有水面（以下「本件公有水面」という。）では祝島漁業者による漁業操業の実態はない上に、祝島漁業協同組合（当時）組合員らが行う許可漁業・自由漁業については上記漁業補償契約の拘束を受け、同組合員らは、諸迷惑感受忍義務を負担するとともに、許可漁業・自由漁業自体を行うことができなくなったことは、令和5年5月25日付け原告準備書面1（以下「原告準備書面1」という。）及び令和5年11月13日付け原告準備書面3（以下「原告準備書面3」という。）で述べたとおりである。上記漁業補償契約において、「地質、水温、流況その他の項目について調査を実施することに同意するものとし、当該調査ならびに発電所の建設および運転に起因する漁業操業上の諸迷惑を受忍する」旨を約定しており、同契約の有効性については、上記組合及び同組合員らが原告となった訴訟において争われたものの、「8漁協所属の組合員は、他の各漁協の地先において行う許可漁業・自由漁業については、その得喪変更に当たる場合を含めて、管理委員会の協議決定に委ねる権限を自己の属する漁協に与えていたと解するのが相当である」として、上記組合及び同組合員らの請求をいずれも却下ないし棄却する判決が確定しているとおりであり（甲第12号証、甲第13号証）、御府平成21年（ヨ）第13号使用妨害禁止仮処分申立事件の平成22年1月18日付け決定が、埋立工事施行区域において許可漁業を営む権利及び自由漁業を営む権利を有しているとの債務者ら（本件被告及び山口県漁業協同組合祝島支店に所属する組合員ら）の主張について、「本件工事施工区域においては、漁業補償契約に基づいて共同漁業権行使ができなくなっていること

に連動して、許可漁業・自由漁業を行うこともできなくなったと解するほかはない」と判示しているとおりである(甲第1号証12頁)。

(4) また、被告は、本件公有水面において、上記漁業補償契約以降四代漁業協同組合及び上関漁業協同組合は共同漁業権を有しておらず、両組合所属組合員の漁業に関して「一種の空白・真空状態」となったとか、上記漁業補償契約により許可漁業・自由漁業権まで一旦は放棄されたとしても、その後、祝島漁業者には、本訴の対象区域(埋立工事施行区域)において、改めて自由漁業権が生じている旨主張する(被告準備書面(2)第3の1(5))。

しかしながら、上記漁業補償契約により、四代漁業協同組合、上関漁業協同組合、共同漁業権管理委員会(いずれも当時)及び所属組合員は原告に対して「漁業権等を放棄する」あるいは「行使しない」旨を約しているが、本件公有水面には引き続き山口県漁業協同組合の共同漁業権が存在しているから(甲第30号証、甲第31-1号証及び甲第31-2号証)、被告の主張は、認められない。

また、そもそも当該区域において祝島漁業者による操業実態はない上に、上記判決のとおり祝島漁業者は埋立工事施行区域内での許可漁業・自由漁業が「できなくなった」のだから、権利が生ずるはずもない。

さらに、原告が公有水面埋立免許を受けた後においては、その海域において後発的に漁業権を設定するためには占有者たる公有水面埋立免許を受けた者の同意が必要とされる(漁業法71条1項4号、甲第7号証)のであるから、自由漁業においてはなおさら、原告が閑知しない中で埋立工事施行区域内に新たな権利が生ずる余地はない。

2 海上ボーリング調査は和解条項第3項（1）に当たらないなどとする主張について

被告は、海上ボーリング調査は埋立工事に付随して通常行われる調査とはいえないとか、御庁平成21年（ヨ）第13号使用妨害禁止仮処分申立事件の保全取消請求事件（山口地方裁判所平成24年（モ）第36号保全取消請求事件）における和解条項第3項（1）の「本件公有水面における地質、水温、流況その他の項目に関する調査」は本件公有水面の管理・保全に必要な行為に限られるところ、海上ボーリング調査は、本件公有水面の管理・保全に必要な行為ではないから、上記和解条項第3項（1）に当たらない、あるいは、海上ボーリング調査が行われることは、上記和解時には誰もが予測していなかつたなどと主張する（被告準備書面（2）第4の3及び4）。

しかしながら、上記漁業補償契約では、上関原子力発電所（以下「発電所」という。）の建設及び運転に伴う諸調査等を包括的に想定している上に、原告準備書面1で述べたとおり、上記和解条項第3項は、埋立工事を再開する前に発電所の建設のために必要な行為を確認するものであるところ、海上ボーリング調査は、発電所敷地内の断層の活動性評価に万全を期すために実施する、発電所建設に必要な地質調査であることから、上記和解条項第3項（1）に当たることは明らかである。

また、被告は、上記和解条項第3項（2）において祝島漁業者が「船舶を進入」することが認められていることをもって、本件公有水面において祝島漁民が営む自由漁業を禁じ得なかつたと主張するが（被告準備書面（2）第3の1（4））、そもそも「船舶の進入」は自由漁業を営むことを意味するものではないし、当該進入は、和

解条項第3項「(1)の行為の妨げとならない限り」において認められているに過ぎず、さらに、和解条項の成案化において、同事件の被申立人である原告は、上記漁業補償契約を無意味とするような内容、つまり、同契約の条項と異なる内容とすることはできない旨を上申し、上記事件の申立人である被告もその旨を認識した上で、条項案から本件公有水面における漁業操業を認める旨の記載が削除された経緯（甲14-1号証、甲第14-2号証）を鑑みれば、単に工事中断中の船舶の通行を原告による本件公有水面に対する使用の妨げとならない限りにおいて容認したものに過ぎないことは明らかである。

3 一般海域占用許可に関する主張について

被告は、原告が現時点で海上ボーリング調査に係る一般海域占用許可を有していないことをもって、同許可が得られるか否か分からぬ現段階において、海上ボーリング調査の実施を理由とした妨害排除請求ないし妨害予防請求の権利はその要件を欠いていると主張する（被告準備書面（2）第4の1）。

しかしながら、海上ボーリング調査に伴う一般海域内行為許可、いわゆる一般海域占用許可について、原告は、同調査を計画し、その準備が整った段階で、具体的なスケジュールを明記のうえ申請しており、これまで3度にわたり申請し、同許可を得て調査に着手しようとしたところ、被告による妨害を受けて実施に至っていないものであり、許可期間中に着手の見通しが立たなくなった時点で許可権者に対し一般海域内行為廃止届（甲第32-1号証、甲第32-2号証）を提出している。すなわち、一般海域占用許可申請は、民有地の借用のように前もって使用権原を確保しておくといった計

画段階での手続ではなく、実施段階にとるべき手続といえる。

そもそも、本件訴訟は、原告が被告による再三の妨害を受けたことから妨害予防を求めるものであり、原告は、妨害予防の判決を得て安全に作業できる見通しが立ってから改めて同調査の準備を整えて同許可を申請することとしているのであって、現時点で同許可を有していないから妨害予防を請求できないとする妨害者たる被告の主張は明らかに失当であり、本末転倒といわざるを得ない。

また、被告は、埋立工事施行区域内において、四代漁業協同組合及び上関漁業協同組合（いずれも当時）が共同漁業権を有していたものの、既に両漁協は対象海域における共同漁業権を放棄しているから、山口県漁業協同組合は利害関係人となり得ないとし、漁業者ら個人の同意書が提出されておらず違法であるとも主張するが（被告準備書面（2）第4の2）、上記1（4）で述べたとおり山口県漁業協同組合の共同漁業権が存在しており、原告は、手続上、海上ボーリング調査地点を含む海域において共同漁業権を免許されている同組合から改めて得た同意書を添付した上で、一般海域内行為許可申請を行っているのであるから、被告の主張は理由がない。

4 原告の請求は権利の濫用であるとする主張について

被告は、本件において、原告が公有水面埋立権に基づく妨害予防請求をすることは権利の濫用であるから許されないと主張する（被告準備書面（4））。

しかしながら、上記3で述べたとおり、上記和解条項第3項（1）に反して、令和元年から令和3年にわたり、原告の海上ボーリング調査に対して被告が繰り返し妨害行為を行い、今後も原告が海上ボーリング調査等を実施しようとするときには被告が妨害行為を行う

おそれが極めて高いことから、原告は本件訴訟を提起したものであつて、違法な妨害行為を繰り返し行つてきた被告が上記主張することこそ許されないとすべきである。

第2 求釈明事項に対する回答

原告が海上ボーリング調査を行う理由は、原告準備書面1の第3の3で回答したとおりであるとともに、甲第5号証及び甲第10号証の「2. 工事竣工期間伸長の理由 (1) 指定期間に工事を竣工できなかつた理由」にそれぞれ記載のとおりであり、原告が、国が定めた実用発電用原子炉に係る新規制基準（以下「新規制基準」という。）への適合に向けた対応について、新規制基準及び関連する内規等の制定及び改正の状況、原子力規制委員会による既設原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査の状況を注視し、新たな知見を発電所の設計に適切に反映するよう検討を行い、追加地質調査として実施した発電所敷地内ボーリング調査の結果を踏まえ、同敷地内の断層の活動性評価に万全を期すため、埋立工事に先立つて埋立工事施行区域内で行うこととしたものである。

以上